

新型コロナウイルス感染症について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は感染症法上、季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に位置づけられました。国からの通知をもとに市と相談し、現在は以下の対策をとっています。

【自宅療養期間について】

新型コロナウイルス感染症と診断された日を0日とし翌日から5日間は園をお休みください。それに加え、5日目まで症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間経過するまではお預かりできません。(インフルエンザとは条件が異なるため、注意してください。)

発症後、10日間はウイルスを排出し、周りのお友達にうつしてしまう可能性があるため、不織布マスクの着用をお願いします。

【感染時の連絡について】

新型コロナウイルスに感染したことがわかった場合は速やかに園に電話連絡してください。

診断時、医師に書いて頂く「意見書」や保護者の方に記入して頂く「登園届」などは求めません。

【濃厚接触者について】

園にて濃厚接触者の特定は行いません。ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかった際は園に連絡をください。ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症である園児に発熱、咳、鼻水、下痢など何か疑わしい症状のある時はお預かりできません。病院への受診をお願いします。ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかった際は発症日を0日として7日間は体調に変化がないか注意してください。

ご協力お願い致します。